

高知地方・家庭裁判所合同委員会（第18回）議事概要

1 日 時

平成24年7月17日（火）

午後3時から午後5時5分まで（地方・家庭裁判所合同委員会）

2 場 所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（五十音順，敬称略）

ア 地方裁判所委員会委員

池田 あけみ，甲斐 芳郎，小泉 武嗣，近藤 善資，澤村 富美子，竹村 晴光，中村 隆次（家庭裁判所委員会委員を兼任），橋本 晋（家庭裁判所委員会委員を兼任），平出 喜一，明神 康喜

イ 家庭裁判所委員会委員

石田 正俊，井上新 平，大垣 貴靖，川添 宣和，小山 鐵夫，中村 隆次（地方裁判所委員会委員を兼任），橋本 晋（地方裁判所委員会委員を兼任），溝淵 悦子

(2) オブザーバー

宇賀 嘉信（高知簡易裁判所庶務課長）

(3) 事務担当者等

河野 恭司（高知地方・家庭裁判所事務局長），山崎 晃（高知地方裁判所民事首席書記官），宇野 雅夫（高知家庭裁判所首席家庭裁判所調査官），松本省 二（高知家庭裁判所首席書記官），和田 完（高知地方裁判所事務局総務課長），二宮 英範（高知家庭裁判所事務局総務課長），植田 雅之（高知地方裁判所事務局総務課課長補佐），

長 野 時 夫（高知家庭裁判所事務局総務課課長補佐）

4 議事

(1) テーマ

調停事件の運営及び調停委員の人材確保について

(2) 意見交換等

ア 山崎 晃民事首席書記官から，高知地方裁判所及び高知簡易裁判所における調停事件の運営に関する事項についての説明が行われた。

イ 松本省二家庭裁判所首席書記官から，高知家庭裁判所における調停事件の運営に関する事項についての説明が行われた。

ウ 二宮英範家庭裁判所事務局総務課長から，調停委員の人材確保に関する事項について説明が行われた。

オ 以上の説明内容について家庭裁判所委員から，裁判官と調停委員の役割分担，家事調停について，審判・訴訟との違い，人材確保に当たったの選考方法の内容(書面審査や面接方法)について質問があり，それぞれ説明が行われた。

エ 意見交換（委員，主に説明を担当した委員，オブザーバー等）

(ア) 調停手続に関する質問

調停手続は，基本的に当事者間で問題を解決する制度ということですが，当事者以外の第三者に対する配慮という点と，正義が守られているかという点について，どのようにとらえられているのでしょうか。例えば，近隣とのトラブルに関する事案について，その解決方法によっては，調停に関与しなかった他の近隣者に不利益になることも考えられますが，そういった第三者に対する配慮がどのようにされているのでしょうか。

調停手続は，非公開，秘密保持という前提で行っているので，第三者の方が直接裁判所に問合せをされても調停での話の内容は一切申し上げられないという対応をしておりますし，調停の当事者の方に対しても調

停の場で話されることは、外には漏れないという説明を冒頭に行っており、そういう前提で委員も話を聴くということにしております。

補足しますと、第三者というのも色々ありまして、当事者が合意したことで直接に利害の影響する人がいます。

調停の効力は、あくまでも申立人と相手方の間で生じるものであって、その効力を他の人にも及ばせたいときにはその人に参加してもらい、一緒に解決すればその方にも効力が及びますが、そうでない第三者の方には、当事者間で決めた効力は及びません。

第三者が不利益を受けるような場合には、第三者の方にも参加してもらっている例があります。例えば、子供が事故を起こして叔父に保証人になってもらうような場合に、叔父を入れずに調停が行われることはありません。叔父が保証人になるかどうかは直接の利害に関係しますので、基本的には影響のある第三者については権利を保護するために調停に参加してもらうことにしています。逆に利益を受けるような場合、例えば、債権者と主債務者との間で保証人に対しては請求しないということ合意するというような場合には、保証人は調停に参加されなくても債務の免除を受けるといった考え方もあります。

もう一点は、正義は守られているかということですが、近隣関係のトラブルなどでは今後の付き合い等を考慮すると、法律だけで貫くと果たして妥当な解決が図られるか、果たして適切かどうかということも考慮することがあります。

民事調停では不成立の場合があるということを申し上げましたが、不成立の場合は、法律上、当事者間の合意が成立しなかったときのほかに、成立した合意が相当でなかったときがあり、調停委員会から見て当事者間でできた合意が相当性に欠ける場合は、不成立としていると思います。

調停の事案によっては、双方の主張が真実かどうか、嘘を言っていない

いかどうかということを検証するような必要は全くないのでしょうか。そういうことをきちんと調べるということは、調停委員には必要ないのでしょうか。

調停委員会に事実調査の権限がないというのではなく、事実を調べることもできますが、どこまで事実関係に白黒つけるかということになると、事実関係の対立が激しい場合には調停の合意に持って行きにくい場合であるとか、むしろ調停の限界というか訴訟手続の方がふさわしいという流れになっていく場合が多いのではないかと思います。ただし、調停でも交通事故の調停などで、どうしても言い分を聴くために現地を見に行く必要がある場合もありますし、話を聴いたり、証拠書類があれば見せてもらうこともあります。調停の合意のために必要な事実の調査や証拠調べは、法律上可能な仕組みになっています。

調停で御自分の主張を裏付けるような書類等が出された場合には調べますが、証人的な人を呼んで話を聴いたりとかは、通常はしません。両方の言い分が全く違っていると調停は難しいと判断しますが、両方の言い分が違っていても妥協点が見出される場合には、事実は事実として曖昧なままで、お互いが妥協し解決しようという意欲があればそれでよしとします。とことん真実をどちらかに決めないといけないという当事者であれば、訴訟で争ってもらわないと結論は出ないと思います。

(イ) 調停手続に関する意見(調停手続を適切に進めていくために)

今の調停手続で問題点等はあるのでしょうか。

強いて言えば、時間がかかる、1件当たりの労力がものすごくかかる。裁判だと裁判官が分析したり、ある程度何が複雑に絡まっているか整理したり、両方の当事者とも弁護士が代理人になっていたりするので、比較的話が早くでき、和解の話をして30分もあれば話が終わります。けれども、調停の場合は難しい事情があっても紛争を解決するという手

続であり、基本的には弁護士が付かないことが多いものですから、言い分を聞いて整理する場合には、一人の話を聴くのに最低30分はかかり、もう一人の話を聴くと更に30分かかって、それを双方に伝えて整理するとなると2時間ぐらいはかかる。そうすると、調停委員としては、常時2時間以上ずっとその場において話を聴くということになり非常に時間がかかるし、精神的な疲れがたまるというのが実感です。しかし、時と労力が物事を解決する、つまり、時間をかけて一生懸命理解しようとしてくれるというシステムによって解決できる。そういう一人1、2時間かかるようなことを1か月に1回くらいの割合で、3回か4回くらいこなして、もうこれだけやったらいいよねっていう形で終わる手続、そういうシステムです。ですから不満はないかと言われると、調停委員にとっては非常に時間が取られて精神的ストレスがたまりますが、それが無意味かと言えばそうでもない。結果良ければ全て良しで、数か月して振り返ってみれば、調停委員に自分の気持ちを伝えることによってそれが相手に伝わり、数か月後には解決するとなると結果オーライと思います。

- (ウ) 調停委員として求められる人材像及び人材確保のため考慮すべき事項
(人材育成(研修等)を含む。)

調停委員の年齢が40歳以上70歳未満ということですが、何か理由があってそうなっているのでしょうか。それと、無職の方が多いということは、時間があるということになる。時間があるということは暇があるということ、結局は社会奉仕というか、年齢的にもいろいろな世の中の問題が見えているのではないかと思うのです。反対に考えると、大変失礼な言い方になるかと思いますが、お年を召されてくるとだんだん柔軟性がなくなり、考え方が一方に偏る方が絶対数としては多いのではないか。調停委員にはそうでない方がなっていらっしゃるので問題ない

とは思いますが、年齢の決め方というのはやはり今の時代では撤廃すべきじゃないかと、あるいはもう少し広げるべきではないかというふうに考えます。

調停委員になられた方にはたくさんいらっしゃるのかどうか分かりませんが、例えば、自分が将来(調停委員に)なることを考えたときに、法律的な知識があまりないので、今まで調停をやってきたこと、裁判で言えば判例ですか、そういうものがきちんと示されるのか、具体的に出す書類と言うか形式的なシステムがあるかということをお伺いしたい。

年齢の点では最高裁規則で定められています。ある程度若い方だと社会経験とか知識とかが十分ではないというのが一応40歳以上としている理由だと理解しております。幅を広げるという点では、民間企業の定年も延長されたりしているので、無職の方が少なくなってくると給源が少なくなるのかなという危惧も抱いております。今調停委員になっておられる方は柔軟な思考をお持ちの方だと思いますが、会社を辞められた後になられる方が多いんですね。それぞれが元の職場でどのような経験なり知識なりをお持ちかということは、本来選別をする要素にはなってくるのですが、現在は無職でも少なくとも専門的な知識はお持ちだという前提で選任されていると思います。

あと、過去の調停のデータなどを掘り起こしたり参考にするということとは今のところできていません。ただ、調停条項について類型別にまとめたもの、基本的な調停の定め方についてのマニュアル等があります。法律的な知識が必要かという御質問がありましたが、この点は何らかの研修ということに関わってくるかと思しますので、研修制度について説明をお願いします。

和田 完地方裁判所事務局総務課長から、裁判所が主催する研修として、民事調停委員又は家事調停委員を対象に、新任調停委員研修

会，調停委員研究会，調停委員ケース研究会及び実務研究会を，それぞれ開催していること，調停委員のキャリアに応じて参加する研修を使い分けていること，ほかにも地区調停協会による自主的な研修が月1回程度実施されていることの説明が行われた。

法律的な知識が調停委員には必要かというところではなく，一般的，社会的な常識があればいいんじゃないかということになります。

理想だけを言えば，調停委員も，弁護士とか裁判官とか法律的な知識を基本的に持っている人が良いに越したことはない。どこの企業もそうでしょうけれども1，2回の研修で全ての知識をマスターできるわけではなく，その道で何年かしないとそういう知識は身に付かないですよ。ただど翻って考えると調停制度というのは，弁護士とか裁判官のような法律知識を身に付けた人でないと解決できないような事案は想定していないのです。そういうような事案は裁判でやるもので，調停というのは，そこまで至らない多くの事案を安い費用で民間の力を活用して解決を図ろうとする制度だと思います。例えば，遺産分割ですと法律的知識のある弁護士と紛争解決のベテランの方とを組み合わせると法的な知識と経験で解決できる。事案に応じていろいろな委員の組合せで紛争を解決する。調停制度は法律を勉強して調停委員になろうとか，そんなことは求められていません。最低限のその事案の相場的なことが分かっていたら，後は裁判官が指導してくれたりするので，委員はそれ以外の経験でやればよい。裁判所でもそういう組合せを考えて苦労しながら人材を活かしているのではないかと考えています。

調停における当事者対応について，申し立てる方も相手方も調停委員を通じて相手に話を伝えていただくというお話があり，また，裁判官と調停委員の役割分担で事実を確認する，調停委員会で評議して調停案を示すという話があったのですが，調停委員の基本的なスキルというのは，

相手方の話を聞き出す力のような感じがします。調停委員に対する研修の話も出たのですが、内部研修では、法律的な知識よりも相手方の話を聞き出す力ということをお教えることが一番大事じゃないかなという感じがします。

調停は、時間や労力がかかるし、話も聞かないといけないということで、心身ともに大変な仕事だと思いますが、それに比べて報酬といえますか委員一人当たりの年間平均が、十数回調停に立ち会い、十数万円の手当ということですが、プロの方だとか識者の方を動員して時間をいただきながら、この金額設定というのはどこから出てきているのでしょうか。ちょっと不思議な気がしました。

公的な奉仕のため、その金額になるのか。全国的に動いていただいて、紛争を解決しているその対価に見合ったものになるよう提案してもらいたいと思います。

高知の調停委員では、民事調停委員の場合は弁護士や社会保険労務士、医師といった専門家的な委員が少ない、家事調停委員の場合は医師が一人しかいない。民事調停では弁護士を多くしなければいけない感じがします。また、無職の人数が多いのですが、その中に元職員、元弁護士、元メディカルドクターといった方がおられるのか。

確かに専門的な知識を必要とする調停が増えてきていることで、専門家の方に調停委員になっていただきたいという要望は裁判所の方も持っております。そういう意味で現在、こういう方に調停委員になってもらいたいという要望は裁判所側ではありますか。

簡易裁判所では、交通事故関係の調停が多いという状況にあり、車両損害の認定ができる専門家をお願いしたいという希望を持っております。また、家事調停委員と比べると民事調停委員は女性の方が少ない状況にありますが、民事の方でも慰謝料とか男女関係の調停もありますので、

女性の調停委員を増やしたいという要望を持っております。

そういう方を調停委員にということで、団体等に推薦を依頼する、あるいは現在の調停委員がお辞めになられるときに知り合いとか後輩の方を推薦していただくことが多いのですが、人材確保のためにこういうことをやってみたらどうかというような御意見はございますでしょうか。今の点で言いますと、交通事故の損害賠償額を確定するというようなことも当事者間で争いになっている例が多いですし、現在問題の多いもの、例えば、老人の福祉に関係する問題が増えてきて、それに関する申立ても多くなっている。そうすると形式的な能力の問題とか介護の実態とかそういうところが非常に裁判所として疎いので、どうにかして適切な調停委員を推薦していただくことができないかと考えているのですが、この点で何か適切なアドバイスがあればお願いしたいのですが。

組織・団体への推薦依頼をどのくらいの間隔でやるのか。看護師とか介護士とか高知県下の団体をいかに自分たちのネットワークとして構築しておくのかということになるのではないのでしょうか。

それが十分できてないのですね。今のところ・・・

自薦だとなかなか自分では良識のあるなんて言えないですよ。公募となると、各種団体とのネットワーク作りを十分にさせていただくことが大事だと思います。

5 次回開催予定

(1) 地方裁判所委員会

ア テーマ

裁判員裁判について

イ 開催日

平成25年1月29日(火)午後3時

ウ 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

(2) 家庭裁判所委員会

ア テーマ

家事事件手続法について

イ 開催日

平成25年1月30日(水)午後3時

ウ 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室